

青森県報

第三千五百四十八号

平成二十四年
六月六日
(水曜日)

目次

告 示

平成二十三年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領	……………	(財政課)	… 一
農業振興地域の指定	……………	(構造政策課)	… 三
農業振興地域の指定の一部改正	……………	(同)	… 三
家畜伝染病の発生	……………	(畜産課)	… 四
公 告	……………		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	(県民生活文化課)	… 四
右 同	……………	(同)	… 四
出先機関	……………		
土地改良区の役員の退任	……………	(東青地域民局)	… 五
教育委員会	……………		
平成二十四年度教科書展示会の時期及び場所	……………	(学校教育課)	… 五

告 示

青森県告示第四百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平

成二十四年三月三十日専決処分した平成二十三年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領は、次のとおりである。

平成二十四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

平成23年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成23年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,626,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ782,541,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	県 税	116,688,410	660,341	117,348,751
3	地方消費税	13,204,068	91,720	13,295,788
8	軽油引取税	14,166,951	568,621	14,735,572
3	地方譲与税	19,336,503	△283,673	19,052,830
1	地方法人特別譲与税	15,803,785	2,243	15,806,028
2	地方揮発油譲与税	3,284,368	△273,990	3,010,378
3	石油ガス譲与税	231,162	△19,373	211,789
4	地方道路譲与税	1	12	13
5	航空機燃料譲与税	17,187	7,435	24,622
5	地方交付税	242,745,421	7,534,545	250,279,966
1	地方交付税	242,745,421	7,534,545	250,279,966
6	交通安全対策特別交付金	497,800	△32,646	465,154
1	交通安全対策特別交付金	497,800	△32,646	465,154
11	寄 附 金	292,857	973	293,830
1	寄 附 金	292,857	973	293,830
12	繰 入 金	34,972,069	△940	34,971,129
2	基金繰入金	34,907,048	△940	34,906,108
14	諸 収 入	79,338,594	226,031	79,564,625
5	収益事業収入	4,305,732	226,031	4,531,763
15	県 債	102,529,400	△4,478,000	98,051,400
1	県 債	102,529,400	△4,478,000	98,051,400
歳 入 合 計		778,914,799	3,626,631	782,541,430
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	総 務 費	54,513,296	3,626,631	58,139,927
5	市町村振興費	1,083,737	25,658	1,109,395
7	防 災 費	14,888,088	3,600,973	18,489,061
歳 出 合 計		778,914,799	3,626,631	782,541,430

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	1,699,000	普通貸 借又は 発行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。その他 の場合は、知事 が借入先と協議 の上定める。た だし、県財政の 都合により年限 変更、繰上償還 又は借換するこ とができる。	1,658,000	普通貸 借又は 発行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。その他 の場合は、知事 が借入先と協議 の上定める。た だし、県財政の 都合により年限 変更、繰上償還 又は借換するこ とができる。
道路事業	11,115,000				10,258,000			
公営住宅建設 事業	350,000				0			
現年発生単独 災害復旧事業	1,176,000				93,000			
県道等整備事 業	1,758,000				611,000			
北海道新幹線 鉄道整備事業	13,412,000				12,412,000			
計	102,529,400				/			

青森県告示第四百七十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区	域
おいらせ	おいらせ町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域	
地域	1 字後田、字下明堂、字一川目、一川目一丁目、一川目三丁目及び松原二丁目の区域	
	2 字秋堂、字大毛谷地、字上川原、字木崎、字二本木、字境田、字西下谷地、字染屋、字立蛇、字高田、字苗振谷地、字中野平、字中平下長根山、字中下田、字菜飯、字馳下り、字間木、字西前川原、字向川原、字牛込平、字上明堂、字上前田、字下前田、字下屋敷、字新助川原、字千刈田、字苗平谷地、字東下川原、字東下谷地、一川目二丁目、深沢一丁目、深沢二丁目、一川目一丁目、二川目二丁目、二川目三丁目、二川目四丁目及び松原一丁目の区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域	

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第四百七十六号

昭和四十七年十二月二十八日青森県告示第九百十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

表の12下田地域の項及び13百石地域の項を次のように改める。

12 聖除	
13 聖除	

青森県告示第四百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患畜	一	上北郡六ヶ所村	平成 二四・五・二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「こしよがわら恵鈴会」

三 代表者の氏名

芦田 ふみえ

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字元町一の一の六

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者・障害者に対する家事・介護・食事援助及び仕事と家庭の両立を図るための子育て支援等の社会貢献活動を住民参加型で行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「ケアサポートひまわり」

三 代表者の氏名

山内 悟

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字泉野二丁目八の六

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及びその周辺市町村の高齢に伴う身体的・精神的事由により支援を必要としている人及びその家族に対して、必要な介護支援に関する事業を行う

うことよって、広く地域社会の福祉活動に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森中部土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月六日

東青地域県民局長 北 山 功 三

役員の内任の区別	氏 名	住 所	内任の年月日
理事	木村 範昭	青森市大字細越字栄山三一	平成三・八・九

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

平成二十四年度教科書展示会の開催時期、場所等を次のとおり定めたので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成二十四年六月六日

青森県教育委員会

10		9		8		7		6		5		4		3		2		1		番号										
同	五戸分館	三戸教科書センター	八戸教科書センター	同	大間分館	同	下北教科書センター	野辺地教科書センター	十和田教科書センター	同	深浦分館	同	西教科書センター	同	小泊分館	北五教科書センター	南黒教科書センター	中弘教科書センター	同	今別分館	東青教科書センター	教科書センター名称								
小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	中学校	中学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	展示教科書								
三戸郡五戸町字天満後二二の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一		所在地及び使用する施設の名称								
尾崎	官一	友田	博文	井上	貫之	田嶋	節夫	奥本	三男	高松	吉道	小向	秀男	坂本	寛	西山	淳一	向後	正樹	工藤	昭博	山内	孝行	小山内	修	高坂	治樹	伴	孝文	管理責任者氏名
						午前九時から午後四時まで																		予備展示期間及び時間						
																								法定展示期間及び時間						

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭